

インターネットでの情報提供資料
令和6年6月3日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：山下 (市民税) 主幹：鈴木、担当：前田
連絡先	8 1 - 4 1 1 1 (内線) 2 3 4 4

令和6年度市・県民税の納税通知書の発送について

○ 市・県民税は、毎年1月1日現在で、大垣市内に住所がある人や、市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人に対して課される市税です。

また、本市の一般会計歳入予算（令和6年度当初予算：635億円）の43.8%を占める市税（令和6年度当初予算：278億円）のうち、個人市民税は31.9%に当たり、市の大変重要な財源となっています。

○ このたび、地方税法第24条、第41条及び第294条並びに大垣市税条例第16条の規定に基づき、令和6年度市・県民税（普通徴収分）を賦課し、令和6年6月7日に納税通知書を発送いたします。

また、地方税法第41条、第321条の7の2、第321条の7の4、第321条の7の5及び第321条の7の8並びに大垣市税条例第32条の6、第32条の7及び第32条の9の規定に基づき、令和6年度市・県民税（公的年金からの特別徴収分）を賦課し、同日に納税通知書を発送します。

○ 普通徴収の納期限は、第1期が令和6年7月1日、第2期が9月2日、第3期が10月31日、第4期が令和7年1月31日です。また、公的年金からの特別徴収は、年6回の特別徴収対象年金の支給の際に徴収されます。

なお、給与からの特別徴収の方については、6月から給与の支払いの際に徴収されますが、5月15日に特別徴収義務者（給与支払者）に特別徴収の決定通知書を発送しています。

1. 令和6年度 市・県民税

(1) 当初納税義務者数

83,188人（前年度比0.45%増）

(2) 当初課税額

15,000,332,800 円 (前年度比 5.10%減)

① 市民税

令和 6 年度 (当初)	令和 5 年度 (当初)	前年度比増減
8,995,936,300 円	9,476,670,170 円	△480,733,870 円 (△5.07%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収 (15,863 人) 1,931,517,400 円	・普通徴収 (16,056 人) 1,888,261,470 円	・普通徴収 (△193 人) 43,255,930 円 (2.29%)
・年金特徴 (13,253 人) 326,568,000 円	・年金特徴 (12,258 人) 356,279,700 円	・年金特徴 (995 人) △29,711,700 円 (△8.34%)
・特別徴収 (63,664 人) 6,737,850,900 円	・特別徴収 (63,431 人) 7,232,129,000 円	・特別徴収 (233 人) △494,278,100 円 (△6.83%)

② 県民税

令和 6 年度 (当初)	令和 5 年度 (当初)	前年度比増減
6,004,386,500 円	6,329,080,730 円	△324,694,230 円 (△5.13%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収 (15,863 人) 1,286,678,800 円	・普通徴収 (16,056 人) 1,260,753,130 円	・普通徴収 (△193 人) 25,925,670 円 (2.06%)
・年金特徴 (13,253 人) 218,086,200 円	・年金特徴 (12,258 人) 237,960,600 円	・年金特徴 (995 人) △19,874,400 円 (△8.35%)
・特別徴収 (63,664 人) 4,499,621,500 円	・特別徴収 (63,431 人) 4,830,367,000 円	・特別徴収 (233 人) △330,745,500 円 (△6.85%)

③ 合計

令和6年度（当初）	令和5年度（当初）	前年度比増減
15,000,322,800 円	15,805,750,900 円	△805,428,100 円 (△5.10%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収（ 15,863 人） 3,218,196,200 円	・普通徴収（ 16,056 人） 3,149,014,600 円	・普通徴収（ △193 人） 69,181,600 円 (2.20%)
・年金特徴（ 13,253 人） 544,654,200 円	・年金特徴（ 12,258 人） 594,240,300 円	・年金特徴（ 995 人） △49,586,100 円 (△8.34%)
・特別徴収（ 63,664 人） 11,237,472,400 円	・特別徴収（ 63,431 人） 12,062,496,000 円	・特別徴収（ 233 人） △825,023,600 円 (△6.84%)

（３） 納期（普通徴収）及び徴収月（年金特徴・給与特徴）

① 普通徴収（納期）

第1期	令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 7 月 1 日
第2期	令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 9 月 2 日
第3期	令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日
第4期	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日

② 年金特徴（徴収月）

令和5年度に続いて年金特徴を継続の方

特別徴収（年金支給月）					
仮徴収			本徴収		
令和6年					7年
4月	6月	8月	10月	12月	2月

令和6年度に年金特徴を開始する方

普通徴収		特別徴収（年金支給月）			
令和6年					7年
第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月	

③ 給与特徴（徴収月）

令和6年6月から7年5月まで、毎月の給与支払の際に徴収します。

2. 参考（市・県民税・森林環境税の概要）

（１）納税義務者

- ① 市内に住所を有する個人（所得割・均等割）
- ② 市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷を有する個人（均等割）

（２）賦課期日

毎年１月１日

（３）税 率

- ① 所得割
 - 総合課税分：市民税 6 % 県民税 4 %
 - 分離課税分：市民税 3 % 県民税 2 %

- ② 均等割

- 市民税 3, 0 0 0 円
 - 県民税 2, 0 0 0 円

（注）平成 2 4 年～令和 8 年度の県民税については、「清流の国ぎふ森林・環境税（1,000 円）」を加算する。

- ③ 森林環境税 1, 0 0 0 円

国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。

（４）市・県民税が非課税の人

- ① 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ② 障がい者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の人
- ③ 均等割がかからない人
前年の合計所得金額が「3 2 万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋2 8．9 万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は 4 2 万円以下の人。
- ④ 所得割がかからない人
前年の総所得金額等が「3 5 万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋4 2 万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は 4 5 万円以下の人。

（５）森林環境税が非課税の人

- ① 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ② 障がい者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が「3 1．5 万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋2 8．9 万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は 4 1．5 万円以下の人。

(6) 定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年度分の個人の市民税・県民税において定額減税が実施されます。

①対象者

合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入額2,000万円以下）で所得割が課税される方

②定額減税額

次のアからウまでの合計額が減税されます。

ア 納税義務者（本人）：1万円

イ 控除対象配偶者（国外居住者を除く）：1万円

ウ 扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

③実施方法

・給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月分は徴収せず、7月から翌年5月までの11か月で徴収します。

・普通徴収の場合

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除します。

・公的年金に係る所得に係る特別徴収の場合

定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の税額から控除し、控除しきれない場合は12月分以降の税額から順次控除します。